

## 古道調査を行うにあたっての法的な手続き

※添付（Word）の通行申請書、入山申請書を利用する際は、提出先に応じて、適宜作成し直して利用ください。

### (1) 「通行許可」、「入林届け」について

通行許可や入林届を必要とする箇所があります。

登山道を通行する場合には、問題となることは少ないようですが、以下の場合には必要になることがあります。

- ・ 禁止区域への車両の乗り入れ。
- ・ 国有林での登山道を離れての調査。
- ・ 自然保護地域などでの調査（国立公園、国定公園など）。
- ・ 寺社の境内、林産物の栽培地、採石場、別荘地、ゴルフ場、スキー場など、私有地での調査。
- ・ 自衛隊基地やダムなど一般人が立入を禁止されている区域の調査。

まず、調査箇所の所有者もしくは管理者を特定してください。

①車両などの通行許可は、該当する道路の管轄警察署、営林署、市町村などに「許可願い」を提出してください。

「許可願い」は、警察署や営林署、市町村のHPに専用の用紙（定型フォーム）があります（参考1）。もしくは該当の機関で書類をもらって提出してください。

②崩落や落石などによる通行止めの場合は、該当する道路の管轄警察署、営林署、市町村などにご相談ください。

③国有林、県有林、市町村林では、調査のための入林は、「入林届け」が必要な場合があります。「入林届け」のフォームはそれぞれ異なるので管轄営林署に営林署におたずねください（下記は東北森林管理局の例）（参考2）。

<https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/nyurin/300326sonotanomokuteki.html>

④自然保護エリアなどでの調査は、該当する箇所を管理する、環境省の出先機関もしくは管理団体に相談してください（参考3）。

⑤私有地（団体所有、会社所有、個人所有）：寺社の所有地（境内）では、宗教上の理由などで、立入を禁止したり、許可を得る必要があるところがあります。また、林産物の栽培などで部外者の入林を禁止しているところがあります。事前に当該の所有者もしくは管理者にご相談ください。

⑥その他、立入り禁止区域での調査は、前もって当該の所有者もしくは管理者にご相談ください。

### (2) 公表の禁止・制限について

さまざまな理由から、古道があること、あるいは歩けること（歩けないこと）の公表がむずかしいことがあります。

- ・ 一般登山者や観光客が入ると危険なため。
- ・ 宗教的理由や農林産物の栽培地、施設管理上の理由など。

・自然保護、文化財の保護、環境負荷など。

上記の理由などによって、公表できない古道については、

① 地図上で点線などで表現してください。写真も省いて結構です。

② ①が不可能な場合は、文章で表現してください。

文章については、当該の公表を制限する団体・個人と調整してください。

### (3) 著作権などについて

① 国土地理院の地図はかなりの部分で自由に使うことができますが、出典を明示、または編集・加工等を行ったことを明示する必要があります（原稿段階では不要です。HP や書籍にする際に明示します）。

<https://www.gsi.go.jp/LAW/2930-index.html>

② 雑誌やネット、新聞などの記事・文章（著作物）には著作権があり、無断で利用することは出来ません。

③ 神社仏閣などには肖像権・著作権はありません（著作権は保護機関をすぎている）。ですが、境内を含め寺社の所有する敷地内での写真撮影および掲載は、寺社側が利用禁止する権利を持っています。寺院などの敷地内で写真を撮影し掲載した場合はクレームが来る可能性があり、「お布施」が必要なケースもあります。

<著作権の権利の対象にならない著作物>

① 行政機関の公文書など（注1）。ただし行政機関が発行した白書や報告書には著作権が発生します。

② 著作物の保護機関が満了したもの。

実名の著作物（周知の変名を含む）：死後 70 年

無名・変名の著作物：公表後 70 年。死後 70 年経過が明らかであれば、そのときまで

団体名義の著作物：公表後 70 年。創作後 50 年以内に公表されなければ、創作後 70 年

③ だれが表現しても同じあるいは類似した表現になるもの。ありふれた文章や極めて短い文章等。たとえば、現地へのアクセス方法とか位置情報などです。

④ 引用

引用の要件としては、引用する著作物が「公表」されていることなどの前提が必要です（注2）。

引用の仕方としては、以下が要件となります。

- ・引用箇所を明瞭に区別できること
- ・本文と引用する文章が主と従の関係であること
- ・出所を明示すること

上記以外の場合は、著作権者より利用の許諾を得る必要があります。

史跡などに付帯している説明文などにも著作権があります。コピーして、当会の原稿（ある項目の原稿）とするときは、設置した市町村や教育委員会、団体等にご相談ください。

なお、作成する古道サイト（当会の HP）から、当該市町村などの HP にリンクして、視聴者にそちらの文章を読んでもらうことは問題ありません。

（注1）

① 憲法その他の法令、② 国、地方公共団体の機関、独立行政法人が発する告示、訓令、通達等、③ 裁判所の判決、決定、

命令及び審判等、④①ないし③の翻訳物及び編集物（国、地方公共団体の機関、独立行政法が作成したもの）

（注 2）

引用の要件（著作権法第 32 条）

①引用する著作物が「公表」されていること、②引用が公正な慣行に合致すること、③引用がその目的上正当な範囲内で行われたこと

参考 1

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">通行禁止道路通行許可申請書</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 5px 0;">警察署長 殿</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;"> <p>申請者</p> <p>住所</p> <p>氏名</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>住所</p> <p>主たる運転者</p> <p>氏名</p> </div> <div style="text-align: right; margin-right: 20px;"> <p>印</p> </div> </div>			
車両の種類		番号標に表示されている番号	
運転の期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで		
通行しようとする通行禁止道路の区間			
やむを得ない理由			
<p style="text-align: center; font-size: 1.2em; margin: 0;">第 号</p> <p style="text-align: center; font-size: 1.2em; margin: 10px 0;">通行禁止道路通行許可証</p> <p style="margin: 5px 0;">上記の通り許可する。ただし、次の条件に従うこと。</p> <p style="margin: 5px 0;">条件</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <p>年 月 日</p> <p>警察署長 印</p> </div>			

備考 1 申請者は、氏名を記載し及び押印をすることに代えて、署名することが出来る。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

参考 2

様式第 72 号 (細則第 81 条)

入林届

- 1 入林場所 都道府県 郡 市町村大字 字  
国有林 林班 小班 (全又は一円)
- 2 入林期間 自 年 月 日  
至 年 月 日
- 3 入林の目的
- 4 入林の際に使用する器具類
- 5 申請者代表 住所・氏名・連絡先及び入林者数 (複数の場合、別添入林者名簿を提出)

この度、上記のとおり入林を申請します。なお、入林中に事故が発生しても当方の責任において措置し、貴署等には一切迷惑をかけませんので、入林する際は別紙の遵守事項を承諾します。

年 月 日

申請者住所

氏名

連絡先 (☎、FAX 番号及びメールアドレス)

記

貴殿から届出のあった国有林野への入林は受理します。なお、国有林は、一般の立入りを前提に管理を行っていません (入林者の安全を保障することはできません)。したがって入林者は、落石や落枝、倒木等の危険に十分注意するとともに、別紙の遵守事項に沿って行動してください。また、入林にあたっては、この入林届の写しを携行してください。

年 月 日

森林管理 (支) 署

## 記載例

様式第 1 号(第 2 条関係)

林道通行許可申請書

令和 3 年 3 月 3 日

(宛先)静岡市長

申請者 住所 静岡市清水区旭町 6 番 8 号  
株式会社〇〇〇〇〇 静岡支店  
支店長  
氏名 静岡 あおい  
電話 1 2 3 - 4 5 6 - 7 8 9 0

静岡支  
店長印

担当者 部署名 営業グループ  
氏名 清水 シズラ  
電話 1 2 3 - 4 5 6 - 7 8 9 1

静岡市南アルプスユネスコエコパークにおける林道の管理に関する条例第 3 条第 1 項の規定により林道の通行の許可を受けたいので、次のとおり申請します。通行の際は、許可条件及び注意事項を守ります。

路線名	林道東俣線	
通行車両責任者 (通行者)	住所	静岡市清水区旭町 6 番 8 号
	氏名	清水 シズラ
通行の目的	△△△のための◇◇調査および設置工事 等 ※通行の目的を詳しく記入してください。	
通行車両	車名	普通車
	車両番号	静岡 3 0 0 あ 1 x 3 4
通行期間	令和 3 年 4 月 26 日 から 令和 3 年 9 月 26 日 まで	

(注)

- 通行目的は、具体的に記入してください。
- 申請者氏名欄には、申請者が署名し、又は記名押印してください。ただし、申請者が法人の場合は、記名押印してください。
- 申請書の記載事項に変更を生じるときは、市長に申し出て、その指示を受けてください。